

## 市・県民税と所得税の申告

市・県民税および所得税の申告受付を実施します。期限内の申告にご協力ください。

### 区役所会場

税の種類	開設期間・受付時間	会場
市・県民税	2/3(月)～3/17(月)の 平日9:00～17:00	区役所 ・中央=11階(市・県民税のみ) ・花見川=2階 ・稲毛=1階 ・若葉=1階 ・緑=3階 ・美浜*=2階または3階
所得税 (提出のみ)	2/17(月)～3/17(月)の 平日9:00～15:00	

・区役所での所得税確定申告書作成相談の予約は終了しています。  
 ・駐車台数に限りがあります。公共交通機関をご利用ください。  
 ・所得税の確定申告書の書類の確認は税務署で行います。  
 \*会場の詳細は、区役所内の案内をご確認ください。

### 税務署会場

税の種類	開設期間・受付時間	会場
所得税	2/17(月)～3/17(月)の 平日および3/2(日) 8:30～16:00	住所地为管轄する税務署 ・千葉東=1階 ・千葉南=別棟 ・千葉西=別館

・原則、スマートフォンで申告書を作成しますので、スマートフォンを持参してください。  
 ・混雑回避のため、各税務署の申告書作成会場への入場には入場整理券が必要です。入場整理券は当日会場で配付するほか、LINEで事前発行しています。詳しくは、[確定申告 入場整理券](#)   
 ・入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。  
 ・駐車場の利用はできません。公共交通機関をご利用ください。

### 持ち物

- ・マイナンバーカード
  - ・マイナンバーカードをお持ちでない方は、番号確認書類(個人番号通知カードなど)と身分証明書(写真付き身分証明書1点または写真なしの身分証明書2点)
  - ・源泉徴収票など、2024年中の収入がわかるもの
  - ・健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の支払金額がわかる証明書、領収書など
  - ・生命保険料、地震保険料、長期損害保険料の控除証明書など
  - ・医療費控除を受ける方は、医療費の明細書など
- \*証明書、領収書などは2024年中に支払ったものに限りです。

### 申告書の配布

市税事務所市民税課、市税出張所、市民センター、連絡所で、市・県民税申告書と一部の確定申告書を配布します。確定申告書は、数に限りがあります。

### 申告・記載漏れなどに注意

次のような申告・記載漏れが見受けられますので、ご注意ください。

- ・年の途中で退職するなど、年末調整を受けていない方の申告漏れ。
- ・所得税確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」の記載漏れ(市・県民税の税額が正しく計算されない場合があります)。
- ・ふるさと納税ワンストップ特例の申請書を提出した方で、5団体を超える自治体にふるさと納税を行った場合や、医療費控除等の適用を受けるために所得税の確定申告を行う場合は、ふるさと納税ワンストップ特例は無効になります。この場合、所得税の寄附金控除および市・県民税の寄附金税額控除の適用を受けるためには、ワンストップ特例分の寄附金も含めて所得税の確定申告等を行う必要がありますのでご注意ください。
- ・上場株式等の配当所得、特定口座(源泉徴収あり)に受け入れた譲渡所得の確定申告は原則不要ですが、損益通算などのために申告することもできます。ただし、国民健康保険料などの算定などに影響する点がある点を考慮した上で、申告が必要かをご自身で判断してください。また、上場株式等の配当所得、特定口座(源泉徴収あり)に受け入れた譲渡所得については、2023年分以降の所得を申告する際は、所得税と市・県民税の課税方式を一致させることとなっていますので、ご注意ください(所得税の確定申告で選択した課税方式(申告不要、総合課税、申告分離課税)は、市・県民税でも同様の課税方式により申告されたものとみなされます)。

### 受付会場以外での申告書作成にご協力ください

申告受付会場は非常に混み合い、待ち時間が長くなる場合があります。多くの方が集まる状況を避けるため、自宅などで申告書を作成し、郵送などによる提出にご協力をお願いします。

#### 市・県民税の申告書

市ホームページに掲載している住民税額試算・申告書作成サービスで作成し、郵送で提出することができます。作成方法など詳しくは、[千葉市 申告書](#) 

#### 所得税の確定申告書

国税庁のホームページで作成し、電子送信(e-Tax)や郵送で提出することができます。作成方法など詳しくは、[作成コーナー](#) 

### 税理士による無料申告相談会

日程	会場
1月28日(火)・29日(水)	穴川コミュニティセンター
1月30日(木)・31日(金)	都賀コミュニティセンター
2月3日(月)・4日(火)	生涯学習センター
2月5日(水)・6日(木)	千城台コミュニティセンター

いずれも、10:00～11:30、13:00～15:30

**対象** 年金受給者と給与所得者の所得税、小規模事業者の所得税と消費税(土地・建物・株式などの譲渡所得がある方、住宅ローン控除を初めて申告する方を除く)

**定員** 各先着100人程度 **申込方法** 当日直接会場へ

千葉東税務署 ☎225-6811 課税管理課 245-5993

### 市・県民税の主な税制改正

#### 住宅ローン控除

子育て世帯・若者夫婦世帯\*が2024年に入居した場合には、次のとおり借入限度額について一定の上乗せ措置があり、所定の額を所得税から控除できます。

\*19歳未満の子を有する世帯または夫婦のいずれかが40歳未満の世帯

住宅の区分	改正前	改正後
長期優良住宅・低炭素住宅	4,500万円	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円
省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円

住宅ローン控除を適用するための床面積の要件について、合計所得金額1,000万円以下の方が新築住宅に入居する場合に限り40㎡以上に緩和される措置が延長になります(建築確認の期限:2023年末→2024年末)。

所得税で控除しきれない場合は、市・県民税で住宅ローン控除の適用を受けることができます。

#### 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する納税義務者への定額減税

次の要件を満たす納税義務者について定額減税として2025年度の市・県民税の所得割から1万円を控除します。

- ・納税義務者の2024年の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下であること。
- ・2024年12月31日現在で生計を一にする配偶者を有すること。
- ・配偶者の2024年の合計所得金額が48万円以下であること。

東部市税事務所市民税課(中央・若葉・緑区) ☎233-8140 233-8354 西部市税事務所市民税課(花見川・稲毛・美浜区) ☎270-3140 270-3227  
千葉東税務署 ☎225-6811 千葉南税務署 ☎261-5571 千葉西税務署 ☎274-2111